

地域福祉 なるほど

辞典

地域福祉推進の
ための事業を
紹介します！

地域住民が共に支え合い、誰もが自分らしく、
安心して暮らせるまちづくりを進めます。

方針

- ① 住民の主体的参加と協働による「支え合いのまちづくり」の実現
- ② 利用者本位の福祉サービスの提供
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦
- ⑤ 地域住民から信頼される組織づくりと人材育成

社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

共同募金の配分金で発行しています。

1 地域福祉活動計画 (ちいきふくしかつどうけいかく)



当協会の呼びかけにより、地域住民や地域活動を行う様々な諸団体が一緒に検討して作成した民間計画。行政計画である「地域福祉計画」

と連携・協働し、地域住民や関係団体が自らの地域で福祉の推進に向けて、一緒に考え具体的な活動をしていくための計画。

地区の特徴を踏まえた地域福祉推進方法を具現化するために地区別プランも併せて策定されている。

計画期間 ● 令和7年度～令和11年度

2 赤い羽根共同募金 (あかいはねきょうどうぼきん)



■ 赤い羽根募金

10月1日から3月31日までの6か月間、赤い羽根をシンボルに実施される。

【使い道】 高齢者サロン等への助成、福祉車両の貸出し、ボランティア活動支援など。その他県内の福祉施設等への助成や、災害の被災地支援に備えた災害準備金の積み立てにも使われる。

■ 地域歳末たすけあい募金

12月1日から12月31日までの1か月間実施される。

【使い道】 ひとり親世帯への商品券給付や受験生応援助成など。

3 地域福祉コーディネーター (ちいきふくしこーでいねーたー)



各市民活動センター（松山市民活動センターを除く）に配置され、地域住民や関係団体と連携し、地域の福祉活動の推進に取り組む。

【主な役割】

- ・ 地域住民の身近な相談窓口。
- ・ 地域の居場所や拠点づくりの支援。
- ・ 支え合いや見守り体制構築の支援。

4 支えあいサポート事業 (ささえあいさぽーとじぎょう)



地域の登録サポーターが、高齢者や障害者世帯等の利用登録者のちょっとした困りごと（買い物、掃除、ゴミ出し等）のお手伝いをし、その謝礼として地域通貨（ばたん圓）を受け取るしくみ。地域住民同士の繋がりの再生や孤立防止、また地域の活性化、商業振興を目的とした事業。

利 用 料 ● 30分350円／10分以内100円
サポーター ● 1時間活動すると東松山市地域通貨500円が受け取れる。

5 サロン活動支援 (さろんかつどうしえん)



高齢者、障害者、子ども（子育て中の親）などの地域住民同士の仲間づくりや生きがいづくり、孤立防止等を目的に、地域で運営されている活動や居場所づくりを支援。

内 容 ● 立ち上げ・運営支援、助成金の交付、訪問、懇談会・研修会の開催等

サロン数 ● 86ヶ所（令和7年2月）

6 生活支援体制整備事業 (せいかつしえんたいせいせいびじぎょう)



高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域住民や関係機関が連携しながら、高齢者の社会参加のきっかけづくりや介護予防につながる取り組みの検討、地域での支え合い活動の創出について話し合いが進められている。

市内には生活支援コーディネーターが配置され、地域課題等を話し合う場（協議体）の支援を行っている。また、地域活動の参加者や協力者を増やす取り組みとして担い手養成講座が実施されている。

7 ボランティアセンター (ぼらんていあせんたー)



ボランティア活動をしたい方とボランティアを募集したい方の相談に応じ、橋渡しを行う。ボランティア養成講座もを行っている。

その他、ボランティアセンターに登録した団体の地域福祉活動を支援するために、一定の基準を満たしたボランティア団体へ助成金を交付している。また活動中の事故に備えるボランティア活動保険、ボランティア行事用保険の取り扱い窓口にもなっている。

8 夏のボランティア体験プログラム (なつのぼらんていあたけんぷろぐらむ)



ボランティアに興味があっても、なかなか参加するきっかけがない方を対象に、ボランティア体験の場を提供し、楽しさややりがい、福祉施設や団体を知ってもらうなど「ふくしの種まき」として、毎年夏に実施。毎年約200名の参加者が市内各地で活動。

実 施 期 間 ● 7月～9月

受入れ分野 ● 高齢、障害、子ども、まちづくり等（50種類以上のプログラムを実施）

9 福祉教育 (ふくしきょういく)



① 障害当事者やボランティア実践者と共に「福祉」や「ボランティア」に関する講義や体験活動を行う。

② 嵐山町、吉見町、滑川町、川島町と協同して、学校（小中学校、高校、大学、専門学校）や地域（PTA、サロン）等からの依頼に応じ、福祉教育を実施。

③ 毎月1回定例会を実施し、各市町の取り組み状況の報告と情報共有、プログラムの検討を行っている。

10 シニアボランティアポイント制度 (しにあぼらんていあぼいんとせいど)



登録したシニアボランティアが、市の指定した活動をすると、ポイントを貯められ、申請したポイント数に応じて交付金を受け取ることができる制度。

対象●市内に住所があり65歳以上の人で、介護保険料の滞納がない人
主な活動・活動先●ハッピー体操、ふれあいきらめきサロン、高齢者施設(一部)等

11 災害ボランティアセンター (さいがいぼらんていあせんたー)



市内で災害が発生した場合に、市からの要請を受け当協議会が中心となって災害ボランティアセンターの運営・ボランティア調整・派遣を行う。

また全国各地で災害が発生した場合に義援金の受け入れを行う。

平常時には災害に関連する研修会の開催や関係機関との連携づくりのための情報交換会等を実施する。

12 福祉車両の貸出 (ふくししゃりょうのかしだし)



車いすのまま乗車できる車両の貸出。通院やレクなどの一時的な外出等に利用できる。車種は軽ハイトワゴン。

対象●市内在住の方
期間●原則3日間以内
利用料●基本料500円+(距離数×10円)
※運転者はつきません。
※運転者が75歳以上の場合、ご家族の同意をいただきます。

13 物品の貸出 (ぶっぴんのかしだし)



車いす●自走式、介助式(貸出は原則1ヶ月以内)

スポーツ●ポッチャ、フライングディスク等

体験●高齢者・妊婦体験グッズ、アイマスク、白杖、点字版等

行事・レク●テント(大・小)、かき氷機、輪投げ、吹き矢、カルタ、パドル、サンタ・トナカイ衣装、ジェンガ、お手玉セット、ボーリングセット、おもちゃ一式等

14 ゲートボール場すぱーく (げーとぼーるじょうすぱーく)



当協議会が運営・管理する屋内ゲートボール施設。ゲートボールだけでなく、生涯スポーツの振興・障害者スポーツの普及啓発・高齢者の生きがいづくりなど多目的に利用できる施設。

利用料●半日 1コート 1,000円

※ABコート(2面)あり

利用内容●ゲートボール、パーリングゴルフ、ポッチャ、太極拳、ディスクゴルフ など

15 シニアクラブ連合会事務局 (しにあくらぶれんごうかいじむきょく)



東松山市シニアクラブ連合会の事務局。地区を越えた単位クラブの交流を図るため、総会、役員による定例会議、会長研修旅行、新年会、研修会等を実施しているほか、健康増進や生きがいづくりを目的としてポッチャ大会、ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会を開催。

また、連合会活動の報告や会員募集の呼びかけとして年に一度、広報紙を発行。

16 市民福祉センター(ソラーナ) (しみんふくしせんたー(そらーな))



ソラーナは市民福祉センターの愛称。お風呂や貸会議室があり、市内在住・在勤・在学の方なら誰でも利用できる。(要登録、一部有料)

入浴料	対象者
無料	小学生以下、障害者手帳の交付を受けている方。
100円	60歳以上の方
300円	中学生以上60歳未満の方

社会福祉協議会の事務所があり、地域福祉に関する事業を実施している。

17 ソラーナひろば (そらーなひろば)



市民福祉センター(ソラーナ)の和室大広間等を活用し、ソラーナをご利用の方々等を対象に、催しを開催している。介護予防を目的とした内容やボランティアの方々にご協力いただいて実施する楽しい内容になっている。

日時●毎月数回程度(詳細はソラーナ予定表をご参照ください。)

内容●ポッチャ、脳トレ、ハッピー体操、各種ボランティア団体の発表等

その他●参加には事前の予約が必要な場合があります。

18 きらめきすまいるルーム (きらめきすまいるるーむ)



きらめきすまいるルームは、市民福祉センター大広間で開催されている。未就学児の遊び場、仲間づくり、子育て中の親等の支援の場。ボランティアを中心に運営。

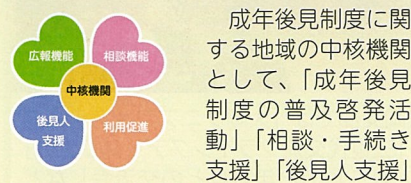
対象●未就学児とその親等

日時●毎月第2火曜日(8月は除く) 午前10時～11時半

内容●おもちゃ遊び、読み聞かせ、季節の行事

*内容・日程は状況により変更します。

19 成年後見センター (せいねんこうけんせんたー)



成年後見制度に関する地域の中核機関として、「成年後見制度の普及啓発活動」「相談・手続き支援」「後見人支援」等を行っている。

【成年後見制度とは】

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）に対して、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援する制度。

20 あんしんサポートねっと (あんしんさぽーとねっと)

福祉サービス利用援助事業の愛称。
判断力が不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、生活支援員が定期的に訪問し、日常生活上の手続きや暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする事業。社会福祉法にも定められている。

対象 ● 認知症高齢者や精神障害、知的障害のある方

サービスの内容

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常生活上の手続き援助
- ③日常的金銭管理
- ④書類等預かりサービス

利用料

相談は無料。

上記の①～③のサービスには、1回1時間まで1,200円（通帳をお預かりする場合は1,600円）、以降30分ごとに400円が加算される。

④は基本料2,000円（年間）と利用料500円（月額）が別途必要。



21 生活困窮者支援 (せいかつこんきゅうしゃえん)

●ひとり親世帯への東松山地域共通商品券給付事業

世帯収入が一定水準以下のひとり親世帯に、歳末たすけあい募金配分金を原資とした地域商品券の給付を行う。

●受験生応援助成事業

世帯収入が一定水準以下の世帯に、歳末たすけあい募金配分金を原資とした、中学3年生・高校3年生の進学のための入学検定料の助成を行う。

●彩の国あんしんセーフティーネット事業

埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会の事業で、狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するために、市内社会福祉法人と協働して、経済的援助（現物給付）を行い、社会貢献活動としての相談支援事業を実施する。

22 資金の貸付・相談 (しきんのかしつけ・そうだん)

一時的に生活が困窮した世帯の相談に応じ、必要な資金の貸し付けや助言、他制度の紹介を行うとともに、他機関と連携した支援を行う。

【貸付制度の種類】

●東松山市社会福祉協議会緊急小口資金
実施主体 ●東松山市社会福祉協議会

貸し付け条件

- ・市内在住期間3か月以上であること
- ・一時的な生活困窮状態であること
- ・民生委員の面談を受けた世帯であること

貸付金額 ●上限額5万円

●生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）

●臨時特例つなぎ資金

●埼玉県障害者福祉資金

実施主体 ●埼玉県社会福祉協議会

対象世帯 ●

高齢者世帯、障害者世帯、低所得者世帯

※対象世帯や貸し付け条件は資金種類により異なる。

23 会員制度 (かいいんせいど)

会員制度は“会員”というかたちで福祉活動に参加・協力いただく助け合い・支え合いの制度。会費は、地域とのつながりの場や、困りごとを抱えている方・制度の狭間にいる方への支援など様々な福祉活動に活用している。

全ての会員加入については任意。

【会員の種類と会費】

・普通会員（個人） 会費1口 200円
（東松山市の7つの支部に還元し、地域の様々な福祉活動に活用している。）

・特別会員（個人） 会費1口 1,000円

・法人会員（団体） 会費1口 5,000円

（東松山市の福祉教育、夏のボランティア体験プログラム、支え合いサポート事業等、地域福祉事業のための運営費として活用している。）



◀寄付専用プラットフォーム
シンカフル



◀東松山市社協 HP
会員募集

総合福祉エリア・総合相談課の事業

1 介護予防事業 (かいごぼうじぎょう)



高齢になっても、住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らし続けるために、運動機能・栄養状態・口腔機能の改善と向上のための事業を行う。

- ハッピー体操の普及啓発
- ハッピー体操のサポーター養成
- いきいき生活教室
- かんたん料理教室
- にこにこ健康教室（出前講座）
- 短期集中型通所型サービス

2 手話通訳派遣事業 (しゅわつうやくはけんじぎょう)



聴覚に障害がある方の意思疎通を支援するために、手話通訳者の派遣を行う。

【対象】

- ・市内在住の聴覚障害者
- ・市外在住で、市内にて緊急に手話通訳者の派遣を必要とする者
- ・聴覚障害者等を対象とした事業を実施する市内の公共団体及び公共的団体など

3 総合相談センター (そうごうそうだんせんたー)



障害のある方や高齢となった方が自立した日常生活を送るため、障害者相談支援事業所や地域包括支援センター等の医療・保健・福祉・介護の専門職が、本人や家族などから相談を受け、支援している。

- 年中無休
- 窓口：午前8時30分から午後8時

平野支部



毎月、未就学児とその保護者を対象に子育てサロンぶらんこを開催している。また、幅広い世代の方々に楽しんでいただけるよう、「講演会」「夏のお楽しみ会」「世代間交流事業」「一人暮らし高齢者への品物配付事業」などを実施している。その他、広報紙「梨花の舞」を年2回発行している。

大岡支部



大岡支部では「大岡シニアフェスティバル」「三世代交流フライングディスク大会」「一人暮らしのお年寄りとの交流会」など世代を超えた事業を実施。地元の方による歌謡ショーや舞踊などを行っている。

また「七歳のお祝い事業」の傘の配付やサロン活動を支援するため「サロン懇談会」も行っている。

唐子支部



「健康講座」「夏のわくわく体験」「落語寄席天唐亭」など唐子地区の皆さんに楽しんでいただけるようなイベントを実施している。年末には民生委員・児童委員の方々にご協力頂き、一人暮らしの高齢者を対象に靴下の配付を実施。その他、「サロン代表者会議」や唐子地区プランの推進、広報紙「ふれあい夢通信」の発行をしている。

松山支部



松山支部では、地域福祉活動計画松山区プランの推進に向けて以下の3つの取組を進めている。

- ①「あいさつ」を通じた地域づくりに向けた取組
- ②「高齢者の社会的孤立」の防止に向けた取組
- ③災害に備え、地域で活動する団体の連携強化に向けた取組

その他に毎年10月には「ふれあいの集い」を、3月には「地域福祉講演会」を開催している。

高坂支部



高坂地区内の団体と協力して、地区プランの推進と活動を行っている。九十九亭落語寄席や健康講座講演会の開催、新入学児童のお祝いの記念品として傘を贈呈している。また、一人暮らしの高齢者を対象とした「お元気ですか事業」や、世代間交流を目的とした事業を実施。その他、文化祭などに参加し、身近な支部社協を目指している。

高坂丘陵支部



高坂丘陵支部では、地域の輪につなぐことを目的に、「ふれあいまつり」「住民向け啓発講座」「落語寄席」「工作教室」「うどん教室」「そば道場」など、こどもからお年寄りまで幅広い年齢の方々に楽しんでいただけるよう、様々な事業を実施している。また、広報誌「虹のかけはし」を年2回発行している。

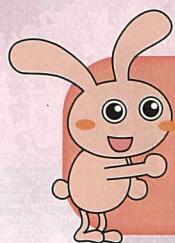
野本支部



野本小児童のメッセージカードを同封した「高齢者靴下配付事業」と「七歳のお祝い事業」として傘の配付を民生委員・児童委員の方々のご協力で実施している。また、地域住民を対象とした「健康講座」「シニアいきいき講座」、地域ボランティア協力による地区文化祭での「豚汁・赤飯販売」、サロンへの「手作りお菓子配付事業」を実施している。

7つの支部事業





こんにちは！



社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会です

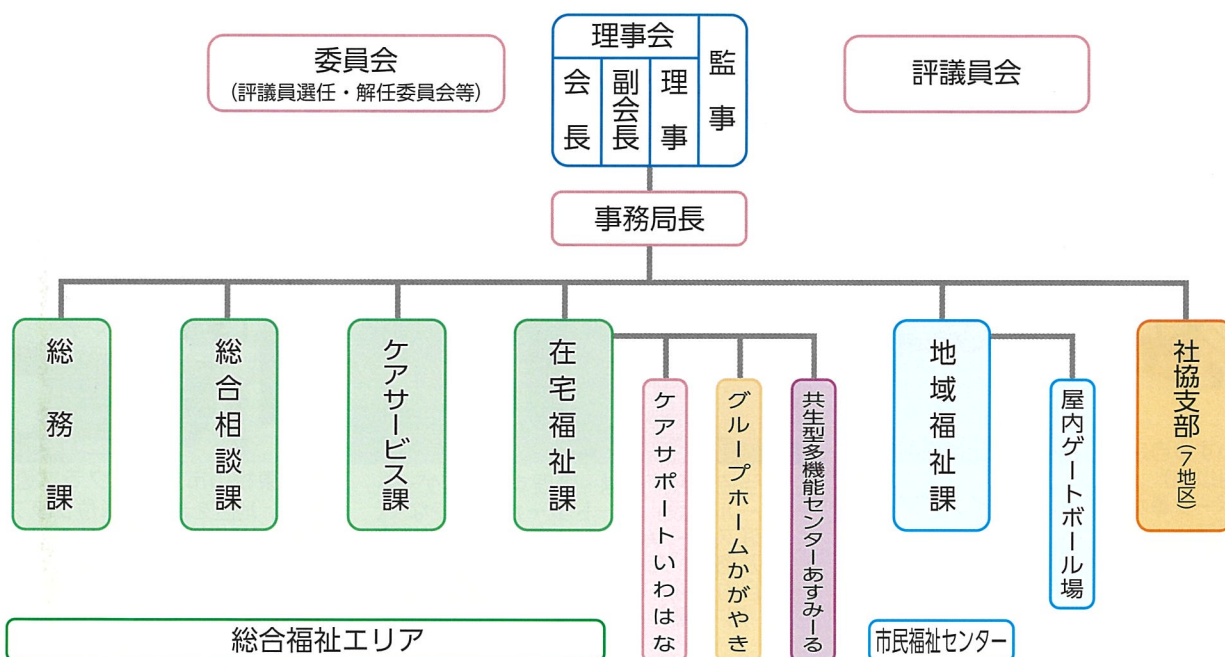
「社会福祉協議会(社協)」は、社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている公共性の高い団体です。社協は、市民の皆さまや行政、福祉施設等と一緒に地域福祉を推進しています。

社協の組織についてご紹介いたします。

東松山市社会福祉協議会の組織

理事会・評議員会は、自治会・市民活動センター所長・市役所・民生委員・学校・ボランティア団体・商工団体等の地域の方々が構成員となっています。

会員（市民、事業者）



▲ホームページ



▲Facebook



▲LINE



▲Youtube

社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会

T355-0014

東松山市松本町1-7-8（市民福祉センター）

TEL 0493-23-1251 FAX 0493-23-8898

T355-0005

東松山市大字松山2183（総合福祉エリア）

TEL 0493-21-5556 FAX 0493-25-3305

